

(契印・公印省略)
国海安第109号
令和2年12月28日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局安全政策課長
峰本 健正

船舶検査心得の一部改正について

標記について、特殊貨物船舶運送規則等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

○船舶検査心得（傍線の部分は改正部分）

3-3 船舶消防設備規則 第2章 消防設備の備付数量及び備付方法

改正後	改正前	備考						
<p>(貨物区域における消防設備) 57.1.2</p> <p>(a) 「これらに類似する貨物」は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) 褐炭ブリケット、生乾きの木材</p> <p>(2) IMSBCコードの附録1に掲げられている物質であって種別B以外の物質</p> <p>(3) IMSBCコードの附録1に掲げられている物質のうち種別Bであって次に掲げるもの</p> <table border="1" data-bbox="228 1137 846 1420"> <tr><td>水酸化アルミニウム</td></tr> <tr><td>アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。）UN3170</td></tr> <tr><td>アルミニウムフェロシリコン粉末UN1395</td></tr> </table>	水酸化アルミニウム	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。）UN3170	アルミニウムフェロシリコン粉末UN1395	<p>(貨物区域における消防設備) 57.1.2</p> <p>(a) 「これらに類似する貨物」は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) 褐炭ブリケット、生乾きの木材</p> <p>(2) IMSBCコードの附録1に掲げられている物質であって種別B以外の物質</p> <p>(3) IMSBCコードの附録1に掲げられている物質のうち種別Bであって次に掲げるもの</p> <table border="1" data-bbox="954 1137 1572 1420"> <tr><td>水酸化アルミニウム</td></tr> <tr><td>アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。）UN3170</td></tr> <tr><td>アルミニウムフェロシリコン粉末UN1395</td></tr> </table>	水酸化アルミニウム	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。）UN3170	アルミニウムフェロシリコン粉末UN1395	<p>現行=IMSBC Code 3rd =MSC. 1/Circ.1395/rev.2ベース 改正=IMSBC Code 5th =MSC. 1/Circ.1395/rev.4ベース (注) Table 2は「固定式消火設備が有効でない」こと及び「有効な鎮火方法」が特定されているモノなのでこの一覧には掲載しないこと。 …Table 1の1から、省令57条1項2号に特出しされている「鉍石、石炭、穀類」を除いた残り …Table 1の2.1 …Table 1の2.2及び2.3</p>
水酸化アルミニウム								
アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。）UN3170								
アルミニウムフェロシリコン粉末UN1395								
水酸化アルミニウム								
アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。）UN3170								
アルミニウムフェロシリコン粉末UN1395								

アルミニウムシリコン粉末（表面を被覆していないもの）UN1398
非結晶塊状珪酸ナトリウム
ホウ酸
<u>（削る）</u>
クリンカアッシュ
コールタールピッチ
還元鉄(A)（熱間成型されたブリケット）
リン鉄（ブリケットを含む。）
フェロシリコンUN1408（ケイ素の含有率が30質量%以上90質量%未満のもの）（ブリケットを含む）
フェロシリコン（ケイ素の含有率が25質量%以上30質量%未満又は90質量%以上のもの）
<u>鉛及び亜鉛を含む煙じん</u>
蛍石（フッ化カルシウム）
粒状ニッケルマット（水分が2%未満のもの。）
生石灰
原木
マグネシア（未消和のもの）
<u>銅及び鉛を含むマット</u>
<u>リン酸二水素カルシウム</u>
<u>リン酸一アンモニウム（濃縮した状態で被覆された鋳物質）</u>
ピートモス
石油コークス（か焼又は生のもの）
ピッチプリル
パルプ材
<u>焼成硫化鉄鋳</u>

アルミニウムシリコン粉末（表面を被覆していないもの）UN1398
非結晶塊状珪酸ナトリウム
ホウ酸
<u>焼成硫化鉄鋳</u>
クリンカアッシュ
コールタールピッチ
還元鉄(A)（熱間成型されたブリケット）
リン鉄（ブリケットを含む。）
フェロシリコンUN1408（ケイ素の含有率が30質量%以上90質量%未満のもの）（ブリケットを含む）
フェロシリコン（ケイ素の含有率が25質量%以上30質量%未満又は90質量%以上のもの） <u>（ブリケットを含む）</u>
<u>（新設）</u>
蛍石（フッ化カルシウム）
粒状ニッケルマット（水分が2%未満のもの。）
生石灰
原木
マグネシア（未消和のもの）
<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>
ピートモス
石油コークス（か焼又は生のもの）
ピッチプリル
パルプ材
<u>（新設）</u>

品名の変更に伴い移動

5次改正

5次改正

4次改正

4次改正

品名の変更に伴い移動

丸太
製材
シリコマンガン（低炭素）
硫黄UN1350（粉碎された塊及び粗粒）
木材
バナジウム鉱石
木材チップ（水分量が15質量%以上のもの）
木材ペレット（添加物及び（又は）結合剤を含まないもの）
亜鉛灰UN1435[亜鉛ドロスUN1435][亜鉛残渣UN1435][亜鉛滓UN1435]
<u>濃縮酸化亜鉛煙じん</u>
<u>硫化金属精鉱（IMSBCコードのMHBの試験方法と判定基準によって可燃性、自己発熱性、水反応可燃性いずれの危険性も示さないものに限る。）</u>
<u>硫化金属精鉱（腐食性を有するもの）UN1759（IMSBCコードのMHBの試験方法と判定基準によって可燃性、自己発熱性、水反応可燃性いずれの危険性も示さないものに限る。）</u>

- 注 英語名はMSC.1/Circ.1395/Rev. 4によること。
- (4) (2)又は(3)以外の物質であつて、「その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示」に掲げられている物質及び「液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示」に掲げられている物質のうち「固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示」に掲げられている物質以外のもの
- (5) (1)から(4)に掲げる物質以外の物質であつて火

丸太
製材
シリコマンガン（低炭素）
硫黄UN1350（粉碎された塊及び粗粒）
木材
バナジウム鉱石
木材チップ（水分量が15質量%以上のもの）
木材ペレット（添加物及び（又は）結合剤を含まないもの）
亜鉛灰UN1435[亜鉛ドロスUN1435][亜鉛残渣UN1435][亜鉛滓UN1435]
<u>（新設）</u>
<u>金属硫化精鉱（IMSBCコードのMHBの試験方法と判定基準によって可燃性、自己発熱性、水反応可燃性いずれの危険性も示さないものに限る。）</u>
<u>（新設）</u>

- 注 英語名はMSC.1/Circ.1395/Rev. 2によること。
- (4) (2)又は(3)以外の物質であつて、「その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示」に掲げられている物質及び「液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示」に掲げられている物質のうち「固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示」に掲げられている物質以外のもの
- (5) (1)から(4)に掲げる物質以外の物質であつて火

5次改正
改名による

4次改正

Table 1の3.1～3.3に対応

Table 1の3.1～3.3に対応

災の危険性が低いもの。なお、当該物質を認める場合には、必要な資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。

災の危険性が低いもの。なお、当該物質を認める場合には、必要な資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。

5-4 特殊貨物船舶運送規則 附属書[5-2]関係

改正後						改正前						備考
5-4 特殊貨物船舶運送規則 附属書[5-2]						5-4 特殊貨物船舶運送規則 附属書[5-2]						
<u>物質の品名</u>		標準的に使用できる規格				<u>液状物質及び船舶による液状物質の積載の方法を定める告示の掲載物質名</u>		標準的に使用できる規格				
<u>英語名</u>	<u>日本語名</u>	サンプリング関連		水分測定関連				サンプリング関連		水分測定関連		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ALUMINIUM SMELTING / REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ALUMINIUM SMELTING / REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>BAUXITE FINES</u>	<u>ボーキサイト粉</u>	<u>JIS M 8100</u>	<u>粉塊混合物</u> <u>ーサンプリング方法通則</u>	<u>JIS M 8100</u>	<u>粉塊混合物</u> <u>ーサンプリング方法通則</u>	(新設)						5次改正
		<u>JIS M 8101</u>	<u>非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法</u>	<u>JIS M 8101</u>	<u>非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調整及び水分決定方法</u>							
<u>CALCIUM FLUORIDE</u>	<u>フッ化カルシウム</u>	(参考) <u>JIS</u>	<u>粉塊混合物</u> <u>ーサンプリ</u>	(参考) <u>JIS</u>	<u>粉塊混合物</u> <u>ーサンプリ</u>	(新設)						5次改正

<u>、CALCIUM SULPHATE, CALCIUM CARBONATE MIXTURE</u>	<u>・硫酸カルシウム・炭酸カルシウムの混合物</u>	<u>M 8100</u>	<u>ング方法通則</u>	<u>M 8100</u>	<u>ング方法通則</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
FISH (IN BULK)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>FLUENT, CONTAINING LEAD AND ZINC</u>	<u>鉛及び亜鉛を含む煙じん</u>	<u>(参考) JIS M 8083</u> <u>(参考) JIS M 8100</u>	<u>銅、鉛及び亜鉛硫化精鉱—サンプルリング及び水分決定方法</u> <u>粉塊混合物—サンプルリング方法通則</u>	<u>(参考) JIS M 8083</u> <u>(参考) JIS M 8100</u>	<u>銅、鉛及び亜鉛硫化精鉱—サンプルリング及び水分決定方法</u> <u>粉塊混合物—サンプルリング方法通則</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
METAL SULPHIDE CONCENTRATES	<u>硫化金属精鉱</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>METAL SULPHIDE CONCENTRATES, CORROSIVE UN1759</u>	<u>硫化金属精鉱(腐食性を有するもの)</u> <u>UN1759</u>	<u>(参考) JIS M 8083</u> <u>(参考) UN1759</u>	<u>銅、鉛及び亜鉛硫化精鉱—サンプルリング及び水分決定方法</u>	<u>(参考) JIS M 8083</u>	<u>銅、鉛及び亜鉛硫化精鉱—サンプルリング及び水分決定方法</u>
METAL SULPHIDE CONCENTRATES	<u>硫化金属精鉱</u>	(参考)	<u>銅、鉛及び亜鉛硫化精鉱—サンプルリング及び水分決定方法</u>	(参考)	<u>銅、鉛及び亜鉛硫化精鉱—サンプルリング及び水分決定方法</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
FISH (IN BULK)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
METAL SULPHIDE CONCENTRATES	<u>金属硫化精鉱</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)					
(新設)					

5次改正
危告示掲載分

改名による

4次改正
危告示掲載分

5次改正

<u>LPHIDE CONCENTRES, SELF-HEATING UN3190</u>	精鉍（自己発熱特性を有するもの） UN 3190	（参考） JIS M 80 83	亜鉛硫化精鉍-サンプルリング及び水分決定方法	（参考） JIS M 80 83	亜鉛硫化精鉍-サンプルリング及び水分決定方法
<u>MONOCALCIUMPHOSPHATE (MCP)</u>	リン酸二水素カルシウム	（参考） JIS M 81 00	粉塊混合物-サンプルリング方法通則	（参考） JIS M 81 00	粉塊混合物-サンプルリング方法通則
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>NICKEL ORE</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>OLIVINE SAND</u>	カンラン石砂	（参考） JIS M 81 00	粉塊混合物-サンプルリング方法通則	（参考） JIS M 81 00	粉塊混合物-サンプルリング方法通則
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>SPODUMENE (UPGRADED)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>SYNTHETIC CALCIUM FLUORIDE</u>	合成フッ化カルシウム	（参考） JIS M 81 00	粉塊混合物-サンプルリング方法通則	（参考） JIS M 81 00	粉塊混合物-サンプルリング方法通則
<u>SYNTHETIC SILICON DIOXIDE</u>	合成二酸化ケイ素	（参考） JIS M 81 00	粉塊混合物-サンプルリング方法通則	（参考） JIS M 81 00	粉塊混合物-サンプルリング方法通則
<u>TITANOGNETITE SAND</u>	チタノマグネタイトサンド	（参考） JIS M 81	粉塊混合物-サンプルリング方法通	（参考） JIS M 81	粉塊混合物-サンプルリング方法通

(新設)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>NICKEL ORE</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>SPODUMENE (UPGRADED)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)					
(新設)					
(新設)					

危告示掲載分

4次改正

4次改正

4次改正

4次改正

4次改正

		00 (参考)) JIS M 81 01	則 非鉄金属鉍 石のサンプ リング、試 料調整及び 水分決定方 法	00 (参考)) JIS M 81 01	則 非鉄金属鉍 石のサンプ リング、試 料調整及び 水分決定方 法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ZINC CON CENTRATE	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ZINC OXI DE ENRIC HED FLUE DUST	濃縮酸化 亜鉛煙じ ん	(参考)) JIS M 80 83 (参考)) JIS M 81 00	銅、鉛及び 亜鉛硫化精 鉍-サンプ リング及び 水分決定方 法 粉塊混合物 -サンプリ ング方法通 則	(参考)) JIS M 80 83 (参考)) JIS M 81 00	銅、鉛及び 亜鉛硫化精 鉍-サンプ リング及び 水分決定方 法 粉塊混合物 -サンプリ ング方法通 則
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	水酸化カ ルシウム (消石灰)	(略)	(略)	(略)	(略)
	石炭ガス 化溶解ス ラグ(湿 式)	(参考)) JIS M 81 00 (参考)) JIS	粉塊混合物 -サンプリ ング方法通 則 非鉄金属鉍 石のサンプ	(参考)) JIS M 81 00 (参考)) JIS	粉塊混合物 -サンプリ ング方法通 則 非鉄金属鉍 石のサンプ

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ZINC CON CENTRATE	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	水酸化カ ルシウム (消石灰)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)					

5次改正
危告示掲載
分

4次改正
A告示別表2
関係

		<u>M 81</u> <u>01</u>	<u>リング、試</u> <u>料調整及び</u> <u>水分決定方</u> <u>法</u>	<u>M 81</u> <u>01</u>	<u>リング、試</u> <u>料調整及び</u> <u>水分決定方</u> <u>法</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※「準用」：対象物質に係る規格はないが、準用できる他の物質用の規格を示す。

※「参考」：対象物質に係る規格はないが、参考にできる他の物質用の規格を示す。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※「準用」：対象物質に係る規格はないが、準用できる他の物質用の規格を示す。

※「参考」：対象物質に係る規格はないが、参考にできる他の物質用の規格を示す。